



違反対象物公表制度が始まります。

運用開始:令和2年4月1日



違反対象物公表制度とは

建物の利用者自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるよう、消防機関が立入検査で重大な消防法令違反を確認した場合、その違反内容をホームページに公表する制度です。

公表の対象となる建物

飲食店・スーパー・マーケット・ホテル・旅館等不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設の利用者の避難が困難な建物です。

公表の内容

- ① 建物の名称及び所在地
- ② 違反の内容
- ③ 公表日

公表の流れ

- ① 消防機関が立入検査等により公表該当違反を発見
- ② 建物の関係者へ違反を通知
- ③ 通知から14日経過後、違反の状態が継続している場合には、ホームページで違反を公表

公表の対象となる違反

屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備が、消防法令上必要であるにも関わらず未設置の場合



屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 自動火災報知設備



消防の立入検査

消防法令違反があった場合には・・・



14日後、違反が是正されていない

ホームページで公開



鰐ヶ沢地区消防事務組合のホームページで公表



【問い合わせ】 鰐ヶ沢地区消防事務組合消防本部

予防警防課 0173-72-4527